

令和5年度 黒い雨体験者相談・支援事業

原子爆弾投下直後に降った黒い雨により、現在も健康に不安をお持ちで、ご希望の方について、保健師や医師、臨床心理士が相談に応じます。

交通費助成を行っています

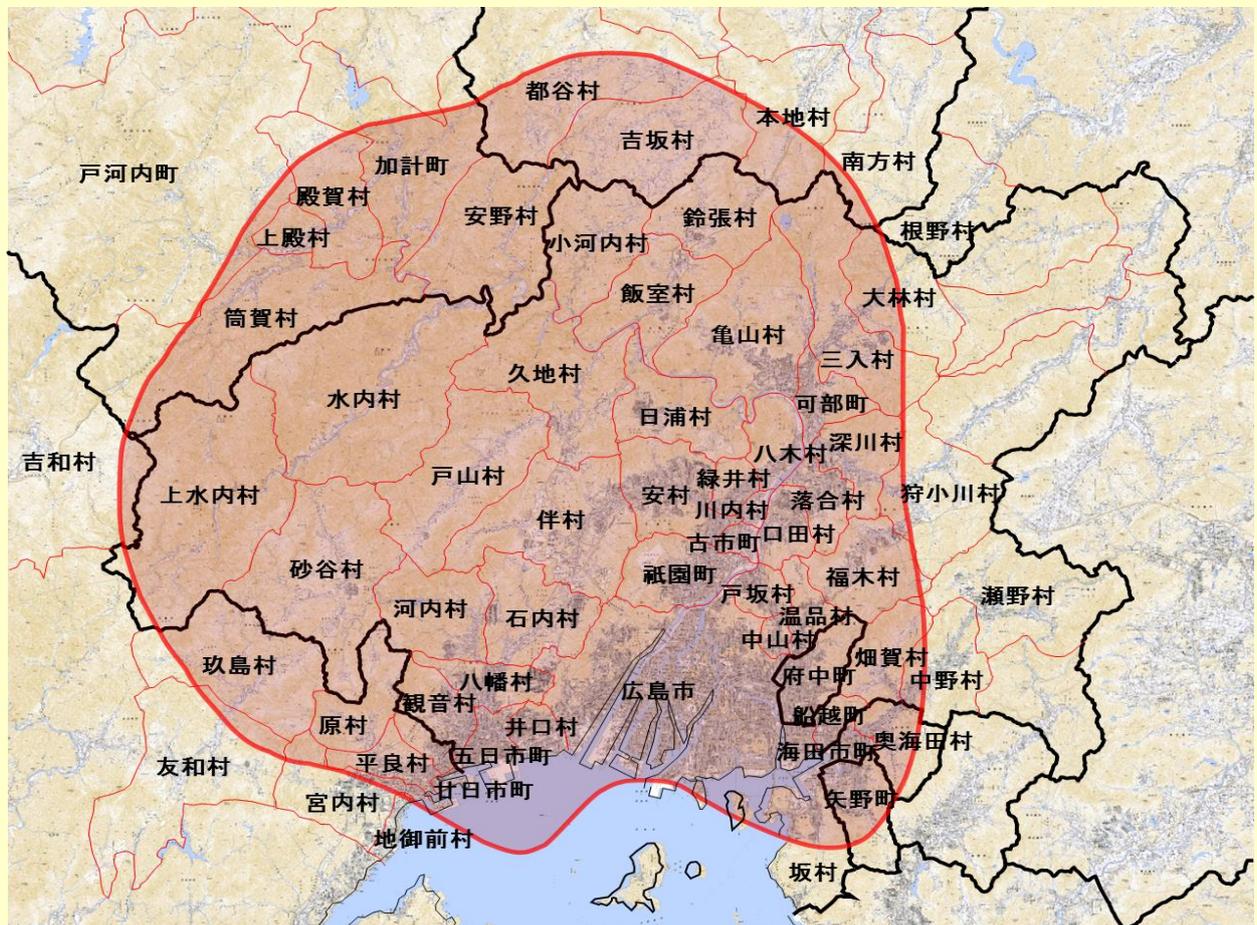


対象となる方

被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の交付を受けていない方で、広島県等が被爆地域の拡大を求めた次の地域内において原爆投下直後に黒い雨を体験し、現在も健康不安をお持ちの広島県内（広島市を除く。）にお住まいの方

対象となる地域

※利用申請時に、黒い雨を体験した場所の確認を行います。



被爆地域の拡大を求めた地域

当時の地名	現在の市町
<p>旧佐伯郡水内村（既指定区域を除く。）、旧佐伯郡上水内村、旧佐伯郡砂谷村、旧佐伯郡河内村（既指定区域を除く。）、旧佐伯郡観音村、旧佐伯郡八幡村（既指定区域を除く。）、旧佐伯郡五日市町、旧佐伯郡井口村、旧安佐郡久地村（既指定区域を除く。）、旧安佐郡日浦村（既指定区域を除く。）、旧安佐郡安村（既指定区域を除く。）、旧安佐郡小河内村、旧安佐郡飯室村、旧安佐郡鈴張村、旧安佐郡亀山村、旧安佐郡八木村、旧安佐郡緑井村、旧安佐郡川内村、旧安佐郡古市町、旧安佐郡可部町、旧安佐郡三入村、旧安佐郡大林村（字臺、字大薄、字濱ヶ谷、字大杉、字京免、字正田、字柳、字西原田、字代田、字石林、字高谷、字奥高谷、字長迫、字川東、字登尾、字名郷、字大薄山、字中野谷、字髪毛無山、字松畝、字出張、字火打岩、字真香、字山手、字山田越、字上河原、字袴郷、字森ノ本、字古庵谷、字遠箇瀧、字高山、字泰迫、字蓮花、字横泓、字峠、字井手ヶ迫、字姥ヶ迫、字陰地谷及び字下毛山）、旧安佐郡深川村、旧安佐郡落合村、旧安佐郡口田村、旧安佐郡狩小川村（字西山、字赤石、字道免、字狐田、字高堰、字丁、字森之木、字久保田、字畑山、字郷、字片山、字太郎丸、字曲り田、字寺林、字末信、字木ノ宗、字白瀧及び字長崎）、旧安佐郡福木村、旧安芸郡戸坂村（既指定区域を除く。）、旧安芸郡中山村（既指定区域を除く。）、旧安芸郡温品村、旧安芸郡畑賀村、旧安芸郡船越町、旧安芸郡瀬野村（字立石山）、旧安芸郡中野村（字砂走、字石田、字松ヶ崎、字前田、字前坂、字京田、字下神田、字神田、字蓮華地、字鏡谷、字新田、字岡崎、字神坂、字横須賀、字舞原、字洗川、字奥畑、字才野瀬、字三土路、字押手、字朝日原、字龍尾原、字満所、字三木田、字貫道、字神原、字蓮花地、字岡谷、字前原、字五郎丸、字前山及び字山根）、旧安芸郡矢野町（字鷹巣、字大迫、字下鷹巣及び字寺屋敷を除く。)</p>	広島市
<p>旧佐伯郡観音村、旧佐伯郡廿日市町、旧佐伯郡平良村、旧佐伯郡原村、旧佐伯郡宮内村（字串戸、字嘉永新開、字峰高台、字新開、字河本、字新屋敷、字北山、字鏡田、字宮迫、字河田、字大幸、字東谷、字出ヶ原、字今市、字大林、東谷、城ヶ谷、深山、長尾、横道、峰高、宗高尾山、藤掛及び釜ヶ谷）、旧佐伯郡地御前村（字扇新開、字金剛寺及び字今市）、旧佐伯郡友和村（字下中組、字上中組、字小坂、火ノ迫山、舩垣内山、大ツエ山、ヲソコエ山及びコウツキ山）、旧佐伯郡玖島村（字西山谷、字正之原、字泉水、字一町田景浦、字一町田日浦、字兼康、字桑野原、字景浦、字大沢、字正家、字赤刎、字大名、字榎原、字下大町、字上大町、字小山根、字下吉末、字上吉末、字下川上、字内野、字上平谷、字中平谷、字下平谷、釜ヶ谷山、大谷山の内里地山、大谷山の内金尾松山、柿木迫山、野貝山、鷹之巢山、鷹之巢山の内鶴道山、城之岡山、三次山、三組山、大峯山の内岩倉山、大峯山の内柏木山、大峯山の内笹ヶ峠、貝之谷山、枝折ヶ迫山、中倉山、上ヶ木山、石ケツクラ山の内西山、石ケツクラ山、見山、大峯山の内一ノ尾山及び大峯山の内二ノ尾山）、旧佐伯郡吉和村（字吉和東）</p>	廿日市市
<p>旧高田郡根野村（向山字備前坊）</p>	安芸高田市
<p>旧安芸郡府中町（既指定区域を除く。）</p>	府中町
<p>旧安芸郡海田市町、旧安芸郡奥海田村（字切明を除く。）</p>	海田町
<p>旧安芸郡坂村（字板見、字丸林、字宮上、字新張、字刎、字管根、字角口、字明神、字三田尾、字大判、字角瀬、字中山田、字中村、字葛原、字本手、字浜田、字宮下、字宮崎、字丸子、字細越、字大曲、字クイ、字向井田、字刈津土井、字砥場、字松ヶ休、字大城、字上条、字西側、字東岡、字龜迫、字猿小林、字休之谷、字岡下、字横洲、字尾鷹、字打分、字重り、字桂切、字鯛尾、字古ヶ浦、字田島、字西、字東、字中洲、字岡、字法大神、字狐ヶ城、字狐田、字釜ヶ谷、字根々子、字植田、字松崎、字手切川、字梨ヶ浦、字荒井川、字参王峠、字宝木、字高尾山、字梶、字神之松、字籠ヶ原、字植之城、字草ヶ迫、字旗、字嶽、字西嶽、字六城、字トギ、字徳地、字森岡、字松木山、字高根ヶ原、字唐神、字長谷、字下山、字瀧ヶ鼻、字横浜、字総頭山及び字森山）</p>	坂町
<p>旧山県郡加計町（津浪、加計（字水晶ヶ尾、字松橋、字後温井、字小温井、字大坊木、字本谷、字高果及び一本松・滝山（国有林）を除く。）、字立岩、字大迫及び字勝草）、旧山県郡殿賀村（下筒賀及び下殿河内（字上山、字西山、字中之谷、字東谷、字西谷、字宮ヶ谷、字岩倉谷及び字横岩谷を除く。）、旧山県郡安野村（既指定区域を除く。）、旧山県郡筒賀村（中筒賀並びに上筒賀のうち、字市山、字大蔵谷山、字瓜ヶ谷、字鍋山、字橋山、字西小原山、字大井山、字布原山、字馬越山、字栃山、字孫太郎山、字奥ノ原山、字鷹ノ巢山、字猪股山、字イラカ山、字東小原山、字蟹股山、字白土山、字萩原山、字数舟山、字小々崎山、字板迫山、字三谷山、字三谷、字松井手、字堂ノ原、字市、字梶原、字神田、字居領田、字田ノ上、字中小路、字本郷、字牧原、字冲牧原、字一ノ瀬、字下数舟、字上数舟、字井手、字萩原、字絵堂、字横川、字下小原、字上小原、字下大井、字上大井、字布原及び字馬越）、旧山県郡戸河内町（字發坂、字諏訪谷、字大元谷、字矢ヶ谷、字床ヶ谷、字上土居、字六路、字川向、字下土居、字野原、字寺迫、字山根、字土居、字福田、字砂田、字瀬登、字大谷山、字小京山、字松根、字大向、字砥石山、字大谷、字大畠、字鍛冶屋、字平林、字十二通、字新屋河内、字今若谷、字岩田、字尾尻、字岡野原、字白井谷、字神田平、字樋口、字松根迫、字段原、字原地、字宮之前及び字長谷）、旧山県郡上殿村</p>	安芸太田町
<p>旧山県郡吉坂村（今吉田、阿坂（字城山、字高郷岩、字烏泊り及び字滝瀬を除く。）及び吉木）、旧山県郡都谷村（都志見（字庄原、字沖田、字内鉄穴、字小庄原、字妻夫岩、字馬場ヶ原、字大平山、字石風呂、字牛ヶ原、字滝ノ上、字西大原、字東大原及び字野々志を除く。）、戸谷（字鹿渡原、字高山、字中筋、字道下、字移木、字岩見迫、字西道下、字西ノ谷山田沖、字西中場、字西ノ上、字西谷開、字上久保、字下久保、字中之河内、字藁干場、字松崎、字高山、字柱付、字白・、字鉦古、字向本滝、字砂畑、字矢長原及び字中久保を除く。）及び長笹）、旧山県郡本地村（字青木、字助安、字新光、字丸押、字後浦、字大掛山、字大崩、字大久保、字大人、字岡山、字加甲田、字上古場、字河平、字蟹盤、字狐原、字五郎岡、字峠ヶ原、字竹ヶ谷、字立平、字大乗巖、字長尾、字長畑ヶ、字難場、字蜂ヶ丸、字姫ヶ原及び字明神山）、旧山県郡南方村（字陰地、字明道、字大火、字唐谷、字冠山、字三野埜、字田床原、字谷繁、字豊ヶ丸、字西山、字佛峠、字茂村、字焼ノ峠及び字山口）</p>	北広島町

事業の内容

I 保健師・医師・臨床心理士による相談

①関係市町保健師相談

関係市町(※)にお住まいの方は、その市町の窓口において、相談に応じます。

【関係市町】

※廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 坂町, 安芸太田町及び北広島町

②県保健師による個別訪問相談

関係市町以外(広島市を除く)にお住まいの方及び関係市町にお住まいで①の相談に参加が出来ない方には、県保健師が自宅等に出向いて相談に応じます。

より専門的な相談を希望される方 (※要事前申込)

③医師等相談会 (2回)

広島市中区に会場を設け、医師、臨床心理士、精神科医が相談に応じます。

④巡回相談会 (5回)

広島市(安佐南区, 安佐北区, 安芸区, 佐伯区)及び安芸太田町において、保健師、医師が相談に応じます。

(※一部会場では、臨床心理士による相談も受けることができます。)

※ 医師等相談会・巡回相談会には、健康診断結果の写しなど、ご自身の最近の健康状態が分かるものをご持参ください。

II 健康診断費の助成

「特定健康診査」・「健康診査」や「お住まいの市町が実施するがん検診」を受診し、医師との相談の参考とするため、医師等相談会又は巡回相談会にその結果をお持ちいただいた方については、それぞれ年1回に限り、受診に要した自己負担額の全額を助成します(事後払い)。

III 交通費の助成

関係市町保健師相談、医師等相談会、巡回相談会に参加するため、①公共交通機関や②介護タクシー等を利用し、400円以上の交通費を負担した方については、その交通費を助成します(事後払い)。

詳しくは、予約時にご相談ください。

相談日程

- ① **関係市町保健師相談** 下記の「申込・お問い合わせ先」1にお問い合わせください。
- ② **個別訪問相談** 保健師が自宅等へ出向いて相談に応じます。
下記の「申込・お問い合わせ先」2へ事前申込が必要です。
- ③ **医師等相談会** ①, ②のご相談を受けられた方で、医師、臨床心理士、精神科医師への相談を希望される方について、保健師が別途ご案内します。
- ④ **巡回相談会** 関係市町にお住まいの方は下記の「申込・お問い合わせ先」1へ、
その他市町にお住まいの方は下記の「申込・お問い合わせ先」2への事前申込が必要です。

期 日	場 所	予約締切日
5月25日(木)	安芸区地域福祉センター(安芸区船越南)★	5月11日(木)
6月22日(木)	佐伯区地域福祉センター(佐伯区海老園)★	6月8日(木)
6月29日(木)	安佐北区地域福祉センター(安佐北区可部)★	6月15日(木)
7月6日(木)	安佐南区地域福祉センター(安佐南区中須)★	6月22日(木)
8月24日(木)	川・森・文化・交流センター(安芸太田町)	8月10日(木)

◆時間：13:30～16:00

※健康診断費及び交通費の助成制度があります。(裏面をご覧ください。)

保健師相談、医師相談を一度に受けることができます。

★の会場では、臨床心理士も相談に応じます。

★以外の場所で臨床心理士の相談をご希望の場合は、下記までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため延期又は中止する場合があります。

申込・お問い合わせ先

1 関係市町にお住まいの方

	市町名	担当課	電話番号
関係市町	廿日市市	保険課	0829-30-9160
	安芸高田市	社会福祉課	0826-42-5615
	府中町	福祉課	082-286-3162
	海田町	社会福祉課	082-823-9207
	坂町	保険健康課	082-820-1504
	安芸太田町	健康福祉課	0826-25-0250
	北広島町	福祉課	050-5812-1851

2 1以外の広島県内(その他市町)にお住まいの方

広島県被爆者支援課	082-513-3109
-----------	--------------